

大阪市立南田辺小学校 PTA 規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は大阪市立南田辺小学校PTAといい、事務所を大阪市立南田辺小学校内におく。

第5条 会員はすべて会費を納入する義務を有する。

第6条 会員の権利と義務は平等である。

第7条 会員は児童の卒業まで、自動で継続となるが、いつでも退会出来る。

第8条 会員とは、入学時もしくは在校途中に於いて、意志確認書に同意を得た者とする。

第2章 目的

第2条 この会の目的は次のとおりである。

1. 家庭、学校および社会の協力によって児童の福祉を増進する。
2. 教育に対する理解を深め、これを発展させる。
3. 学校の教育的環境の整備をはかる。
4. 学校における公費の確保に協力する。
5. 地域における子ども見守り活動に参画する。
6. 家庭生活および社会生活の水準を高めるために成人教育をさかんにする。

第5章 経理

第9条 この会の経費は、会費・事業収入および自発的な寄付金をもってあてる。

第10条 この会の資産は、すべて第2章にあげた目的以外のために、支出または使用することはない。

第11条 会費は、この学校に在籍する児童一人につき月額1口500円とする。

第12条 この会の経理は、会計監査委員会の監査を経て、会員に報告されなければならない。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 この会の経理については、別に会計規定を定めることができる。

第3章 方針

第3条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に基づいて活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の社会教育団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会、または、この会の役員名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. この会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配干渉を受けない。
5. 学校の教育方針・学校経営・教員人事に、いっさい干渉しない。

第6章 役員とその選出

第15条 この会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 2名以上

書記 1名以上

会計 1名以上

第4章 会員

第4条 この会の会員になることのできる者は、次のとおりである。

1. この学校に在籍する児童の保護者。
2. この学校の校長及び教職員
3. この会の趣旨に賛同する者で、実行委員会の承認を得た者。

第16条 役員の任期は1年とする。ただし、同じ役員の職については、再任を妨げない。

第17条 役員は、他の委員または監査委員を兼ねることができない。

第18条 役員は引き続き他の役員に選任されることができる。

第19条 役員の選出は次の方法による。

1. 5名の委員からなる役員候補者指名委員会を

次の方法によって決める。

- (1) 教職員会員の中から、互選により、2名を選出する。
- (2) 役員・実行委員会及び会計監査委員の中から、互選により3名を選出する。
2. 指名委員会は、各役員別になるべく定数以上の候補者をあげ、役員選出の5日前までに、全会員に通知する。
3. 会員は、役員としての適任者を指名委員会に推薦することができる。ただし、その期間は指名委員の氏名を告示した以後の5日間とする。
4. 候補者の氏名は、その氏名を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。
5. 役員は、総会又は書面決議において選出する。

第20条 会長に欠損を生じたときは、副会長が就任する。
その任期は、前任者の残任期間とする。

第21条 会長以外の役員に欠損が生じたときは、実行委員会がこれを補充する。

第7章 役員の資格とその任務

第22条 児童を愛し、教育に理解をもつ会員で公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って役員に選出されることができる。

第23条 役員の任務は、次のとおりである。

1. 会長は、次の職務を行う。
 - (1) 会務を総理し、この会の代表をする。
 - (2) 役員会および校長の承認を経て、常置委員会・特別委員会の委員長・副委員長を委嘱する。
 - (3) 実行委員会の承認を経て、各委員を委嘱する。
 - (4) 常置委員会・特別委員会に出席して、意見を述べることができる。
2. 副会長は、会長を補佐し、事故等が生じたときはその職務を代行する。
3. 書記は、次の職務を行う。
 - (1) 総会及び実行委員会の議事、その他会全般の活動状況を記録し保管する。
 - (2) 記録・通信その他の書類を保管する。
 - (3) 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。
 - (4) 書記は、校長の承認を得て、学校職員の中

から、特に、書記事務の補助を受けることができる。

4. 会計は、次の職務を行う。
 - (1) 総会又は書面決議で決定した予算に基づいて、いつさいの会計事務を処理する。
 - (2) 予算の立案に協力する。
 - (3) 会計簿を保管して、いつでも会員の閲覧に供する。
 - (4) 会計監査を受けて、会員に報告する。
 - (5) 会計は、校長の承認を得て、学校職員の中から特に会計事務の補助を受けることができる。

第24条 役員は、その任期が満了した時であっても、その後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第8章 総会及び書面決議

第25条 総会及び書面決議は、この会の最高議決機関である。

第26条 総会は、会長が招集することができる。

第27条 総会の定足数は、会員の5分の1とする。

決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

総会に出席できない会員は、その議決権を委任状にて会長に委任することができる。

第28条 実行委員会が必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上の要求があったときは、会長は速やかに総会を招集しなければならない。

第29条 総会及び書面決議に付議する事柄は、次のとおりとする。

1. 予算・決算
2. 規約の改定
3. 役員の選出
4. その他重要な事柄

第7章 実行委員会

第30条 実行委員会は、この会の役員・各常置委員会の委員長・副委員長および校長・教頭・教務主任をもつて構成される。

第31条 実行委員会は、会長が招集して、その議長となる。

第32条	実行委員会の任務は、次のとおりである。	3. 校外における児童の保護善導に努める。 4. 地域における子ども見守り活動を推進する。
	1. 会長によって、委嘱される各委員会の委員を承認する。 2. 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。 3. 総会及び書面決議に提出する議案を審議する。 4. 必要あるときは、特別委員会を設ける。 5. その他、規約並びに総会の決議・総会の決議・書面決議に従って、この会の事務を処理する。 6. 会長以外の役員に欠損が生じたときは補充する。	
第33条	実行委員会は、毎月1回開くことを原則とする。	
第10章 常置委員会および特別委員会		
第34条	この会の活動に必要な事項について調査・研究立案実施するために、次の委員会をおく。	第40条 給食・保健美化委員会の任務は、次のとおりである。
	1. 企画委員会 2. 学年・あんぜん委員会 3. 広報委員会 4. 給食・保健美化委員会 5. 厚生・ふれあい委員会 6. 図書・人権啓発委員会 7. 特別委員会	1. 学校給食が十分な効果をあげるよう協力し、会員の理解を深める。 2. 会員の保健衛生に対する理解を深める。 3. 学校の保健事業に協力し、児童の健康増進に努める。 4. 学校の美化活動に協力し、環境衛生の増進に努める。
第35条	1. 各常置委員会および特別委員会の委員長は、役員会および校長の承認を経て第23条1項(2)の規定通り会長が委嘱する。 2. 委員は「会員の互選により選ばれた候補者の中から」会長が委嘱する。また、教職員は各委員会の補助員として所属する。	第41条 厚生・ふれあい委員会の任務は、次のとおりである。
第36条	各常置委員会の委員長・副委員長および委員の任期は1年とする。	1. 児童・会員相互の福利厚生をはかり、あわせて体位向上に努める。 2. 学校のふれあい教育活動の計画・運営に協力し、自然や人、芸術、文化とのふれあい活動を広める。 3. ふれあい教育活動の推進のために会員相互の連絡および学校・地域との連絡・調整に努める。
第37条	企画委員会の任務は、次のとおりである。	第42条 図書・人権啓発委員会の任務は、次のとおりである。
	1. この会の目的達成に必要な活動の年間計画を立てる。 2. この計画に基づく諸活動の成果を検討して、次の企画の資料とする。 3. 総会の議事日程を立案する。	1. 会員の読書運動を推進し、学校の図書館教育に協力する。 2. 教育水準を高めるために、会員に対し成人教育を行う。 3. 地域の社会教育を盛んにすることに協力する。
第38条	学年・あんぜん委員会の任務は、次のとおりである。	第43条 特別委員会
	1. 学年の会員が、会員としての権利と義務を全うするよう努める。 2. 教育環境がより好ましくなるように努める。	1. この会の特定の目的を達成するために、必要あるときは、第30条4項に規定する通り、特別委員会を設けることができる。 特別委員会の任期は第34条の規定の通り、その任務を終えるとともに、自動的に解散する。 2. 特別委員会の委員長・副委員長は、実行委員会に出席して意見を述べることができる。
		第44条 校長は各常置委員会、または特別委員会に出席して意見を述べることができる。
		第45条 各常置委員会及び特別委員会は、第30条2項に基づき、その事業計画について実行委員会に審議を求めなければならない。

第11章 会計監査委員会

第46条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会をおく。会計監査委員会には、委員長の外2名の委員をおく。

第47条 会計監査委員の選出は、第19条に準じて行う。

第48条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、総会又は書面にてその結果を報告する。

第49条 会計監査委員の任期は1年とする。

第50条 会計監査委員は、実行委員会に出席して、意見を述べることができる。

附則

この規約は、**令和8年2月19日**から施行する。